

○補助制度の概要

●補助要件
 地域協議会が定めた生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要として掲載された広域的・幹線的なバス路線のうち、次の要件をすべて満たすもの

- ・複数市町村にまたがるもの（平成13年3月31日現在の市町村域で決定）
- ・1日あたりの輸送量（乗車密度×運行回数）が15～150人
- ・平日1日あたりの運行回数が3回以上
- ・広域行政圏の中心都市またはこれに準ずる市町村に接続していること

●交付額
 経常費用と経常収益の差額の1/2を交付する。ただし、競合区間の輸送量の和が150人を超えるもの、あるいは平均乗車密度が5人未満の場合は補助金を減額する。

経常費用

経常収益が11/20以上の場合

経常収益が11/20未満の場合

9/20

11/20

国庫補助 県補助

国庫補助 県補助

4.5/20 4.5/20

経常収益

経常収益

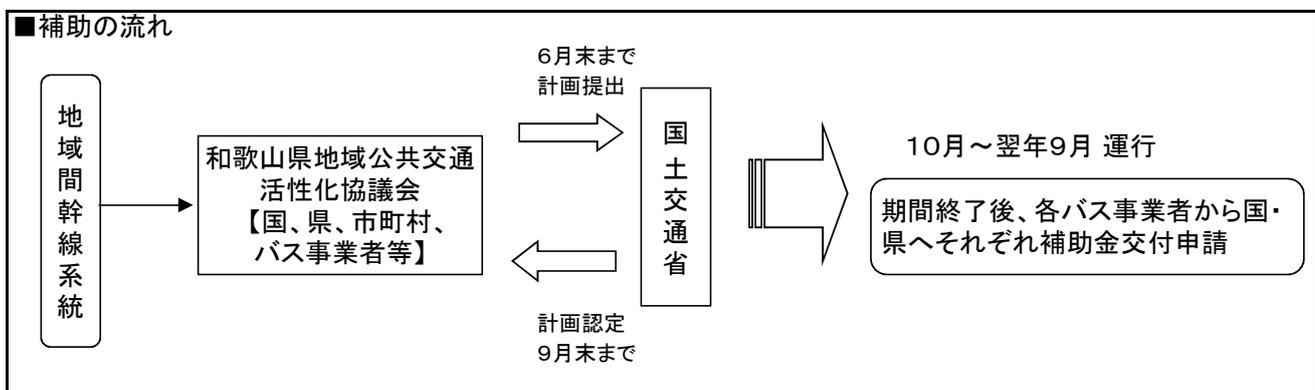
●補助対象車両
 地域間幹線システムを運行するバス車両であって、地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両で次にあげるもの

- ① ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
- ② ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
- ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7m以下かつ定員29人以下の車両）

※ノンステップ型車両は、原則として標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両

●交付額
 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額とする。ただし、補助対象購入車両費の額は、1両につき次の①又は②のいずれか低い額を限度とする。

- ① ワンステップ型車両は1,300万円（消費税を除く）、ノンステップ型車両は1,500万円（消費税を除く）
 小型車両は1,200万円（消費税を除く）
- ② 実費購入費（消費税を除く）から備忘価額として1円を控除した額



※和歌山県地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱